

指定納付受託者の所在地の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定に基づき、指定納付受託者の事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項及び文京区会計事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第九号）第四十二条の五第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十五日

文京区長 成澤 廣 修



一 指定納付受託者の名称

株式会社トラストバンク

二 指定納付受託者の事務所の所在地

変更後 東京都港区北青山二丁目十四番四号

変更前 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

三 変更日

令和八年七月二十一日